

## 赤ちゃんすくすく応援事業を始めます！

平成29年度から、子育て中の家庭への経済的な負担の軽減を図ることを目的に「乳児養育支援事業と乳児養育手当事業」を統合し、拡充して実施します。

【平成29年3月31日まで】

条件	乳児養育支援事業	乳児養育手当事業
条件	満1歳未満の乳児を養育する保護者の方	
内容	町内の指定された取扱店で、紙おむつ・粉ミルクが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	養育費を年3回、指定口座へ振込みます。
給付額	乳児1人に対し20,000円分の助成券	第1子 3,000円 第2子 4,000円 第3子以降 5,000円(月額) 出生月の翌月分から1年間
	第1子/56,000円 第2子/68,000円 第3子~/80,000円	



【平成29年4月1日から】

条件	赤ちゃんすくすく応援事業	
条件	満1歳未満の乳児を養育する保護者の方(本町に住所がある方)	
内容	町内の指定された取扱店で、紙おむつ・粉ミルク・おしり拭きが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	
助成額	乳児1人に対し150,000円分の助成券	

※助成を希望される方は、役場福祉こども課窓口にて印鑑をご持参の上、申請してください。

対象者は平成29年4月1日以降に出生された方です。

※通常、出生届などで来庁された際に手続きをしています。

問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

## 保育料の助成を行います！

町では平成26年度から、子育て支援事業として保育料の助成を行っています。

各保育園・幼稚園に納めていただいた保育料の2分の1を助成するもので、子育て世帯の経済的負担を軽減することが目的です。助成の対象となるのは、おひさま保育園・川湯保育園・摩周丘幼稚園に入園しているお子さんがいらっしゃる世帯です。

助成金は10月、4月の年2回支給です。申請書は9月末と3月末に、各園を通して保護者の方に配布します。申請書の提出先も各園となります。

ご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

□問い合わせ先

- 役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
- おひさま保育園 ☎ 4 8 2 - 2 4 4 4
- 川湯保育園 ☎ 4 8 3 - 2 5 3 7
- 摩周丘幼稚園 ☎ 4 8 3 - 2 3 1 5



## 新たに年金を受けとれる方が増えます

年金はこれまで、資格期間が25年以上ないと受け取ることができませんでしたが、8月からは資格期間が10年以上あれば受けとることができるようになります！

### 資格期間とは？

- ▶ 国民年金保険料を納めた期間や免除された期間
- ▶ サラリーマンだった期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合などの加入期間)
- ▶ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(1986(昭和61)年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間など)

上記の期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年(120ヵ月)以上あると、年金を受け取ることができるようになります。

ただし、年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。10年間の納付では、受け取る年金額は概ね満額の4分の1になります。

新たに年金を受け取れるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構から年金請求書が郵送されます。お手元に届いたら「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きをしてください。

年金請求書が送付される方 (年金を受け始める時期は男女によって異なります)	送付時期
1926(大正15)年4月2日～1942(昭和17)年4月1日生まれの方	2017年2月下旬～3月下旬
1942(昭和17)年4月2日～1948(昭和23)年4月1日生まれの方	2017年3月下旬～4月下旬
1948(昭和23)年4月2日～1951(昭和26)年7月1日生まれの方	2017年4月下旬～5月下旬
1951(昭和26)年7月2日～1955(昭和30)年8月1日生まれの男性 1951(昭和26)年7月2日～1955(昭和30)年10月1日生まれの女性	2017年5月下旬～6月下旬
1955(昭和30)年10月2日～1957(昭和32)年8月1日生まれの女性 1926(大正15)年4月1日以前生まれの方	2017年6月下旬～7月下旬

※請求書の受け付けは順次できますが、実際に受給が確定するのは施行日である8月以降です。年金の振り込みも、最も早い方で10月以降となりますのでご了承ください。

「分からないことがある」「年金事務所へ相談の予約をしたい」そんなときは  
**ねんきんダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5**

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

インターネットから24時間手続きができる！

## クレジットカードで町税が納付できます

ヤフー 公金支払い 検索

<https://koukin.yohoo.co.jp>



インターネット上の「Yahoo!公金支払い」から、クレジットカードで町税が納付できます。クレジットカードだから分割払いができます。カード自体のポイントもたまり、Tポイントも使えます。詳しくは、納税通知書に同封のチラシ、今月配布された「てしかが町 知って得する便利帳」をご覧ください。

- ▶ 納付できる税金/町・道民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)
- ▶ 利用期限/各種税金の納付期限日まで
- ▶ 納付金額と決済手数料(税込み)

10,000円まで/無料 10,001円～20,000円/108円 20,001円～30,000円/216円  
30,001円～40,000円/324円(以降納付金額が10,000円増えるごとに108円ずつ加算)

問い合わせ先/役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)